

宅地建物取引士証書換え交付申請について

宅地建物取引士証の交付を受けている方が、氏名又は住所を変更した場合、宅地建物取引士登録簿変更登録申請とあわせて、宅地建物取引士証の書換え交付申請をしなければなりません。変更事項が住所のみの場合には、現に有する宅地建物取引士証の裏面に新住所を記入します。なお、新たな宅地建物取引士証の即日交付はできません。

●提出書類の必要部数

正 1 部

●住所変更のみの場合の提出書類

- 1 宅地建物取引士証書換え交付申請書（様式第 7 号の四（第 14 条の 13 関係））
- 2 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第 7 号（第 14 条の 7 関係））
- 3 住所変更に関する公的書類
- 4 返信用レターパック（郵送による交付を希望する場合）

※住所変更のみの場合であっても、宅地建物取引士証への住所の裏書ではなく、書換え交付申請を行うこともできます。この場合は下記「●氏名のみ又は氏名と住所変更の場合の提出書類」をご確認ください。

●氏名のみ又は氏名と住所変更の場合の提出書類

- 1 宅地建物取引士証書換え交付申請書（様式第 7 号の四（第 14 条の 13 関係））
 - 2 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第 7 号（第 14 条の 7 関係））
 - 3 カラー写真（縦 3 センチ×横 2.4 センチ、上三分身） 1 枚
- ※ 申請前 6 ヶ月以内に撮影した、無帽、正面、無背景のもの
- ※ 写真の裏に氏名・撮影年月日、登録番号を記入すること
- ※ 注意事項 5 を確認すること
- 4 兵庫県収入証紙 4,500 円
 - 5 住所変更に関する公的書類
 - 6 返信用レターパック（郵送による交付を希望する場合）

（旧証を後日返納または郵送で返納する場合）

7 現に有する宅地建物取引士証及び宅地建物取引士証返納届

8 顔写真付き本人確認書類（運転免許証等）の写し

※ 後日返納の場合は「交付後返納希望」と記入すること

（郵送に関する注意事項）

現に有する宅地建物取引士証は、申請者負担及び責任により簡易書留又はレターパックで郵送ください。

返信用レターパックでの郵送については、発送後の紛失、破損及び遅延等に関して、当県及び一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会取引士講習センターは、一切の責任を負いません。

●提出先

各県民局等宅建業所管課または一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会取引士講習センター

（注意事項）

- 1 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書及びその添付書類と併せて申請してください。
- 2 新たな宅地建物取引士証の交付は、現に有する宅地建物取引士証と返納届の提出をもって交付します。
- 3 旧姓併記を希望される場合は、旧姓が併記された住民票（発行日から3か月以内のもの）の提出が必要です。
- 4 宅地建物取引士登録簿変更登録申請に添付された戸籍抄本等によって変更前後の氏名及び変更年月日を確認します。
- 5 ポラロイド写真、不鮮明なもの、画像を加工したもの、写真内に反射が入っているもの等は受付できません。写真の再撮影、再提出を求める場合があります。適合写真について原則、運転免許証の撮影基準を準用しますが、カラー写真のみとします。